

ID: 50

担当部署: 総務課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町集落公民館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第88号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(利用許可の取消し又は利用停止)</p> <p>第9条 集落公民館の管理及び運営上特別の必要が生じたときは、集落代表者は利用許可を取り消すことができる。</p> <p>2 集落公民館の利用を許可された者に、この条例に違反する行為があると認めるときは、集落代表者は、利用停止を命ずることができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日